

HPVワクチン健康被害に関する公的支援制度を求める意見書

2009年10月HPVワクチン（サーバリックス）は認可された。
2010年11月、ワクチン接種に関し公費助成がされ、2013年4月には予防接種法が改正され、定期接種化となった。

販売開始から2013年3月31日まで、被接種者は累計 864 万人になったが、被接種者のうち一定数のものにギランバレー症候群や急性散在性脳脊髄炎、また広範な疼痛や運動障害の副反応被害が発生した。

副反応被害については任意接種の場合の補償は医薬品副作用被害救済制度により、定期接種の場合は、予防接種法に基づく補償請求による。

HPVワクチンは定期接種以前の公費助成の接種が多く、したがって副反応被害は任意接種の場合の医薬品副作用被害救済制度に基づくもので適正な被害補償の道が閉ざされている。

医薬品被害救済制度では、予防接種法の救済制度と比較して以下の場合、補償範囲及び内容が限定されている。

- ① 補償対象が「病院または診療所への入院を要すると認められた場合に
必要な程度の医療を受ける場合に限定される。
- ② 障害児養育年金及び障害年金の金額が少ない。
- ③ 支給対象となる等級に障害3級は認められない。

HPVワクチン副反応は、症状の出現が様々で接種直後に出現する場合や1ヶ月以上経過して、痛み、咳・視野狭窄・記憶障害など数多くの障がいが出る。激痛が全身に移動することもあり、症状は固定されないため、障害認定も難しい。また、症状が一樣でないため、被害をワクチン副反応と気づくことが難しい。

現行予防接種法によって法的救済・補償を受けられる患者はごく一部でしかない。国が予防接種被害を償い、接種した副反応被害の女性たちが、いつ、どこでも安心して治療を受け、学校生活を送り、将来に希望を持つことができるよう、公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府においてはHPVワクチン健康被害者に対して、予防接種法と同様の必要な法整備、予算化をすすめ、適正な救済を受けられる公的支援制度を確立するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講ずることを強く要望する。

記

- 1 HPVワクチン接種後の副反応被害に対しての検査費・治療費・入院費への公的支援制度を確立すること。
- 2 HPVワクチンによる死亡者には一時金、治療中の被害者には健康管

理手当、支援金を支給する法制度の確立を行い、持続的に治療が続けられる環境を整備すること。

- 3 HPVワクチン副反応被害者によって登校ができない状況の被害者にも学業が続けられる環境を整え、将来の希望をかなえることができる教育体制を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月11日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 青 柳 賢 治

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
厚生労働大臣	様
文部科学大臣	様